

第65回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和4年9月21日（水）
18時～

場 所：庁議室

議 題 新型コロナウイルス感染症への対応について

- 次 第
- 1 開会
 - 2 本部長指示
 - 3 状況報告
 - 4 閉会

新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

本部長	知事	馳 浩
副本部長	副知事	徳田 博
	副知事	西垣 淳子
本部員	教育長	北野 喜樹
	警察本部長	細田 正
	総務部長	澁谷 弘一
	危機管理監	村上 勝
	企画振興部長	光永 祐子
	県民文化スポーツ部長	酒井 雅洋
	健康福祉部長	永松 聡一郎
	生活環境部長	竹沢 淳一
	商工労働部長	内田 滋一
	観光戦略推進部長	竹内 政則
	農林水産部長	石井 克欣
	競馬事業局長	臼井 晴基
	土木部長	鈴見 裕司
アドバイザー	金沢大学特任教授	市村 宏
	金沢大学附属病院長	蒲田 敏文
	金沢医科大学病院長	伊藤 透

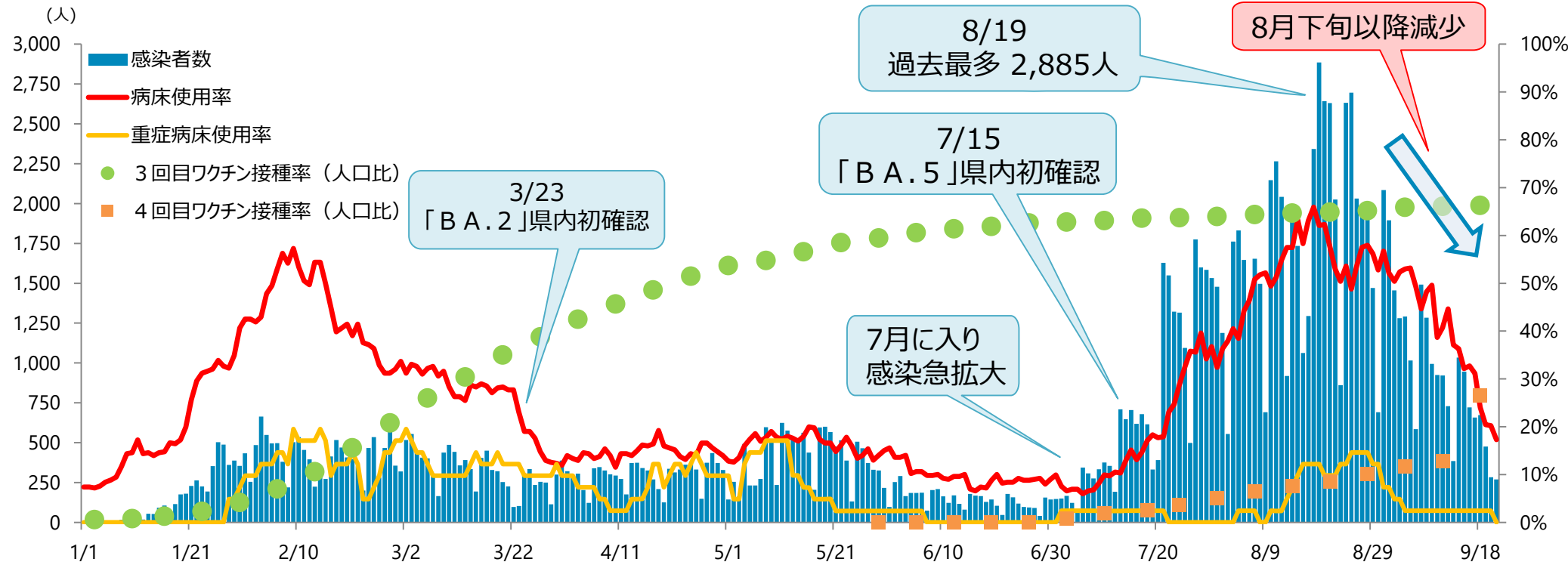
県内の感染状況 (9/21 (水)時点)



7月以降、オミクロン株BA.5への置き換わりに伴い、急激に感染が拡大

➔ 8月下旬から新規感染者数は減少傾向

8/19過去最多2,885人 ⇒ 本日 269人 (病床使用率17.3% 重症病床使用率0.0%)



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9/1~21
入院率 (入院者数 / 感染者数)	10.50%	5.10%	3.30%	3.20%	2.90%	3.30%	2.43%	2.03%	1.49%
重症化率 (死亡者を含む) (重症者 (死亡者含む) 数 / 感染者数)	0.23%	0.43%	0.24%	0.14%	0.03%	0.09%	0.03%	0.11%	0.09%

← BA.1 → → BA.2 → BA.5

「全数届出の見直し」に伴う対応



患者発生届出の対象が 9月26日（月）から全国一律で見直されます

◎ 発生届出の対象が 次の方に **限定** されます

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり投薬治療や酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦

➡ これらの方は これまでと同様 **医療機関を受診** してください
届出後は **入院の調整や自宅での健康観察などの支援** を行います

◎ 上記以外の方は 発生届出の**対象外**となり 医療機関は患者数などの報告のみとなります

➡ これらの方も **陽性者登録・フォローアップセンターに申請・登録** いただくことで
療養支援サービス が受けられます

感染された全ての方に安心して療養いただける体制を確保
積極的にフォローアップセンターへの登録をお願いします

※毎日公表している感染状況の項目も見直します → 市町別・症状別の感染状況はなくなります（感染者数・年代などは引き続き公表）

[詳しくはこちら](#)

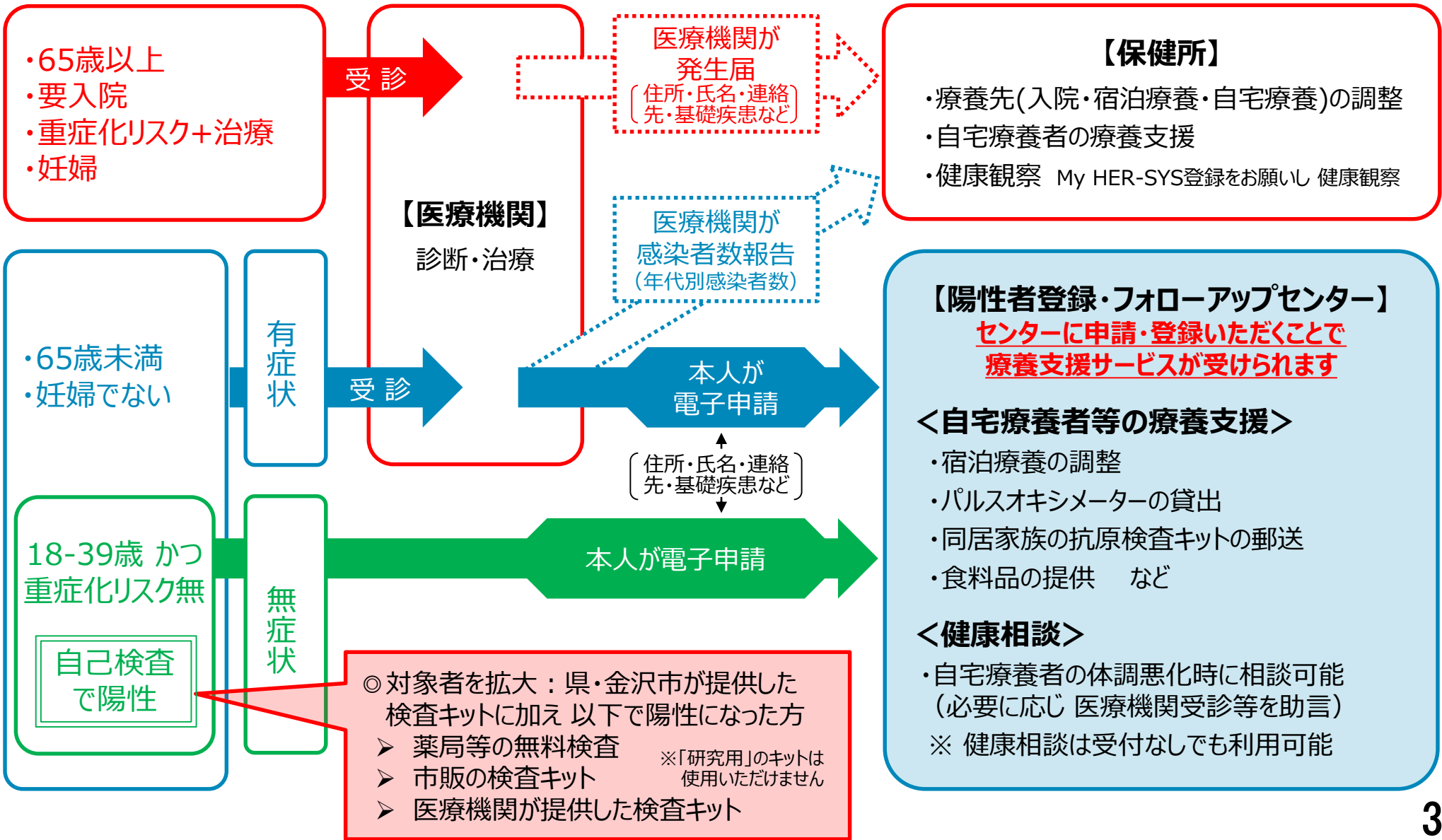
陽性者登録・フォローアップセンターについて

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/followupcenter.html>



「全数届出の見直し」に伴う対応

<全数把握見直し後 (9月26日から) のフロー図>



医療機関で配布するチラシ① (発生届の対象者用)



届出対象用

令和4年9月26日時点

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

あなたは、発生届の対象に該当しますので、保健所からショートメールか電話で、連絡が入ります。保健所の指示に従ってください。

<届出対象>

- ①65歳以上の方、②入院を要する方、③妊娠中の方、④重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症の治療が必要な方

療養期間

発症日を0日とし、7日間経過、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、8日目から解除となります。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	
有症状 (発症日)	療養期間(7日間かつ症状軽快後24時間経)							療養解除	健康観察・感染予防策の徹底		
無症状 (検体採取日)	療養期間(7日間経過)					療養解除	健康観察・感染予防策の徹底				
	療養期間(5日間)			抗原検査キット(-)	療養解除	健康観察・感染予防策の徹底					

※症状が軽快しない場合は、療養期間が長くなります。詳しくはホームページでご確認ください。



- 注1) 有症状の方で7日目に入院している場合や、人工呼吸器等使用の場合、療養期間が異なります。
- 注2) 症状軽快から24時間経過した方や無症状の方は、感染対策を徹底し、公共交通機関を使用しない、生活必需品の買い出しなど必要最小限・短時間の外出は差し支えありません。
- 注3) 無症状の方は、5日目に抗原検査キットで陰性を確認した場合、6日目療養解除が可能です。

体調悪化時の健康相談

※ 症状緩和のためなど、薬の処方等医療の必要な方は、診断された医療機関か、かかりつけ医にご相談ください。

☀ 日中(9時～17時45分) 住まいの地域を所管する保健所
 🌙 夜間(17時45分～9時) 陽性者の方に個別に連絡

お住まいの地域	保健所名	連絡先
金沢市	金沢市保健所	【平日8:30～17:15】076-234-5116 【土日祝9:00～18:00】076-234-1820 住所: 金沢市西念3丁目4番25号
加賀市、小松市、能美市、川北町	南加賀保健所	TEL: 0761-22-0796 住所: 小松市園町又48番地
白山市、野々市市、かほく市、津幡町、内灘町	石川中央保健所	TEL: 076-275-2250 住所: 白山市馬場2丁目7番地
七尾市、羽咋市、中能登町、志賀町、宝達志水町	能登中部保健所	TEL: 0767-53-2482 住所: 七尾市本府中町ノ27番9
輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	能登北部保健所	TEL: 0768-22-2012 住所: 輪島市鳳至町畠田102番4

石川県

◎保健所等の連絡先を記載しています

緊急の場合は……

体調が急変し、命に関わる容体の場合は、救急要請をしてください。

※救急要請する際には新型コロナウイルス感染症患者であることをお伝えください



<緊急性の高い症状の例>

表情・外見: 顔色が明らかに悪い、唇が紫になっている、いつもと違う・様子がおかしい
 息苦しさ等: 息が荒い、急に息苦しくなった、少し動くと息が上がる、胸の痛みがある、横になれない、座らないと息ができない、肩で息をしている、ゼーゼーしている
 意識障害等: ぼんやりしている(反応が弱い)、もうろうとしている(返事がない)
 脈が飛ぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

療養期間終了後の生活について

療養期間が終了しても、有症状者は発症日から10日目まで(無症状者は検体採取日から7日目まで)は、他の方に感染させる恐れがありますので、下記の事項に留意してください。

- ・検温など自身による健康状態の確認を続けてください
- ・高齢者等のハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けるなど心がけてください
- ・マスクを着用するなど、感染予防行動の徹底をお願いします

濃厚接触者について

同居のご家族は、原則、濃厚接触者です。最終接触日を0日として5日間(6日目解除)自宅待機をお願いいたします。

自宅待機期間内は、必要最小限・短時間の買い物は可能ですが、不要不急の外出を自粛してください。

0日目 (最終接触日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
原則	自宅待機					解除	健康観察
期間短縮	自宅待機			抗原検査キット(-)	解除	健康観察	

※詳しくはホームページでご確認ください。



※ 2日目、3日目の抗原定性検査キットで陰性を確認した場合は、3日目の検査後に解除

療養証明について

療養証明は、原則、My HER-SYSで取得してください。

(療養中から取得できます)

療養期間が8日以上の方については、各保健所によって対応が異なりますので、詳しくはホームページでご確認ください。

URL: <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/ryoyosyomei.html>



医療機関で配布するチラシ② (発生届の対象外の者用)



届出対象外用 令和4年9月26日時点

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

様 令和 年 月 日

あなたは、新型コロナウイルス感染症と診断されましたので、下記のとおり療養をお願いします。なお、あなたは、発生届の対象外です。

注意)この通知書は再発行しません 医療機関名

あなたは、**届出対象ではないため、保健所から連絡はありません。**各自で療養をお願いいたします。(原則、自宅療養です)

療養期間 サンプル

発症日を0日とし、7日間経過、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、8日目から解除となります。原則、外出は自粛してください。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	
有症状 (発症日)	療養期間(7日間かつ症状軽快後24時間経)						療養解除	健康観察・感染予防策の徹底			
無症状 (検体採取日)	療養期間(7日間経過)					療養解除					
	療養期間(5日間)				抗原検査キット陰性	療養解除	健康観察・感染予防策の徹底				

※症状が軽快しない場合は、療養期間が長くなります。詳しくはホームページでご確認ください。

※症状軽快から24時間経過した方や無症状の方は、感染対策を徹底し、公共交通機関を使用しない、生活必要品の買い出しなど必要最小限・短時間の外出は可能です。
 ※無症状の方は、5日目に抗原検査キットで陰性を確認した場合、6日目療養解除が可能です。

サンプル

陽性者登録・フォローアップセンターへの登録

※ホームページからご登録ください。

療養中の支援をご希望の方は、電子申請システムでご登録ください。登録時に、必要な支援を申請できます。
 URL: <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/followupcenter.html>
 スマートフォンやパソコン等を使用できない方: ☎ 076-225-1906

- <支援内容>
- ・パルスオキシメーターの貸出 ※15歳以上の方
 - ・食料等支援 ※症状があり、一人暮らし等食料の調達が難しい方
 - ・ホテル療養 ※重症化リスクのあるご家族がおられる方が優先です。優先順位の高い方からご案内しますので、お断りする場合があります。
 - ・同居家族への抗原検査キットの配付 ※家族1人1回分(申込は1世帯1回まで)

療養期間終了後の生活について

療養期間が終了しても、有症状者は発症日から10日目まで(無症状者は検体採取日から7日目まで)は、**他の方に感染させる恐れがあります**ので、下記の事項に留意してください。

- ・検温など自身による健康状態の確認を続けてください
- ・高齢者等のハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等避けるなど心がけてください
- ・マスクを着用するなど、感染予防行動の徹底をお願いします

濃厚接触者について

同居のご家族は、原則、濃厚接触者です。**最終接触日を0日として5日間(6日目解除)自宅待機**をお願いいたします。自宅待機期間内は、必要最小限・短時間の買い物は可能ですが、不要不急の外出を自粛してください。

0日目 (最終接触日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
原則	自宅待機					解除	健康観察
期間短縮	自宅待機		抗原検査キット陰性	解除	健康観察		

※詳しくはホームページでご確認ください。

※2日目、3日目の抗原定性検査キットで陰性を確認した場合は、3日目の検査後に解除

療養中の健康管理

療養中は、検温など自身による健康状態の確認をお願いいたします。**体調に不安のある場合や、症状が悪化した場合には、相談できます。**

※症状緩和等のため、薬の処方等医療の必要な方は、診断された医療機関か、かかりつけ医にご相談ください。

陽性者登録・フォローアップセンター
 ☀ 日中(9時~17時45分) ☎ 076-225-1906
 🌙 夜間(17時45分~9時) 陽性者の方に個別に連絡
 ※夜間は、療養支援の申し込みや療養期間などの問合せはできません

◆体調が急変し、**命に関わる容体**の場合は、**救急要請**をしてください。
 ※救急要請する際には新型コロナウイルス感染症患者であることをお伝えください
 <緊急性の高い症状の例>
 表情・外見:顔色が明らかに悪い、唇が紫になっている、いつもと違う・様子がおかしい
 息苦しさ等:息が荒い、急に息苦しくなった、少し動くと息が上がる、胸の痛みがある
 横になれない・座らないと息ができない、肩で息をしている、ゼーゼーしている
 意識障害等:ぼんやりしている(反応が弱い)、もうろうとしている(返事がない)
 脈が飛ぶ、脈のリズムが乱れる感じがする



各種証明書について

発生届の対象外の方々には、**療養証明書等の書類を発行できません。**必要な場合は、この通知書や医療機関の領収書等既にお持ちの書類で代用できるものを、**提出先にご相談ください。**
 ※新たに証明書類等を発行することはありません。

石川県

◎陽性者登録・フォローアップセンター等の連絡先を記載しています

検査・医療提供体制について



◎ 無料検査・一斉検査

9月30日まで ➡ **10月31日まで延長**

検査の種類	対 象	今後の対応
無料検査 県内276薬局	無症状の 県民の方	重症化リスクの低い陽性者 （18-39歳・基礎疾患なし）は 陽性者登録・フォローアップセンターに申請・登録 いただくことで 医療機関を経ずに自宅療養を開始（9/26～）
一斉検査 感染拡大・重症化 リスクのある施設	病院・介護施設・ 保育所・小学校等 の職員	抗原検査キットの配布 により 検査頻度を増加 （2週間に1回程度 → 週2回程度）※準備が整い次第 実施

※症状のある方（発熱、のどの痛み等）は 診療・検査医療機関を受診してください。

◎ 運用病床

感染拡大緊急事態時

フェーズ5（504床）

感染急拡大時

➡ **フェーズ4**（413床）

	運用病床	医療圏別		
		南加賀	石川中央	能登
フェーズ5	504	75	341	88
フェーズ4 （本日から）	413	63	279	71

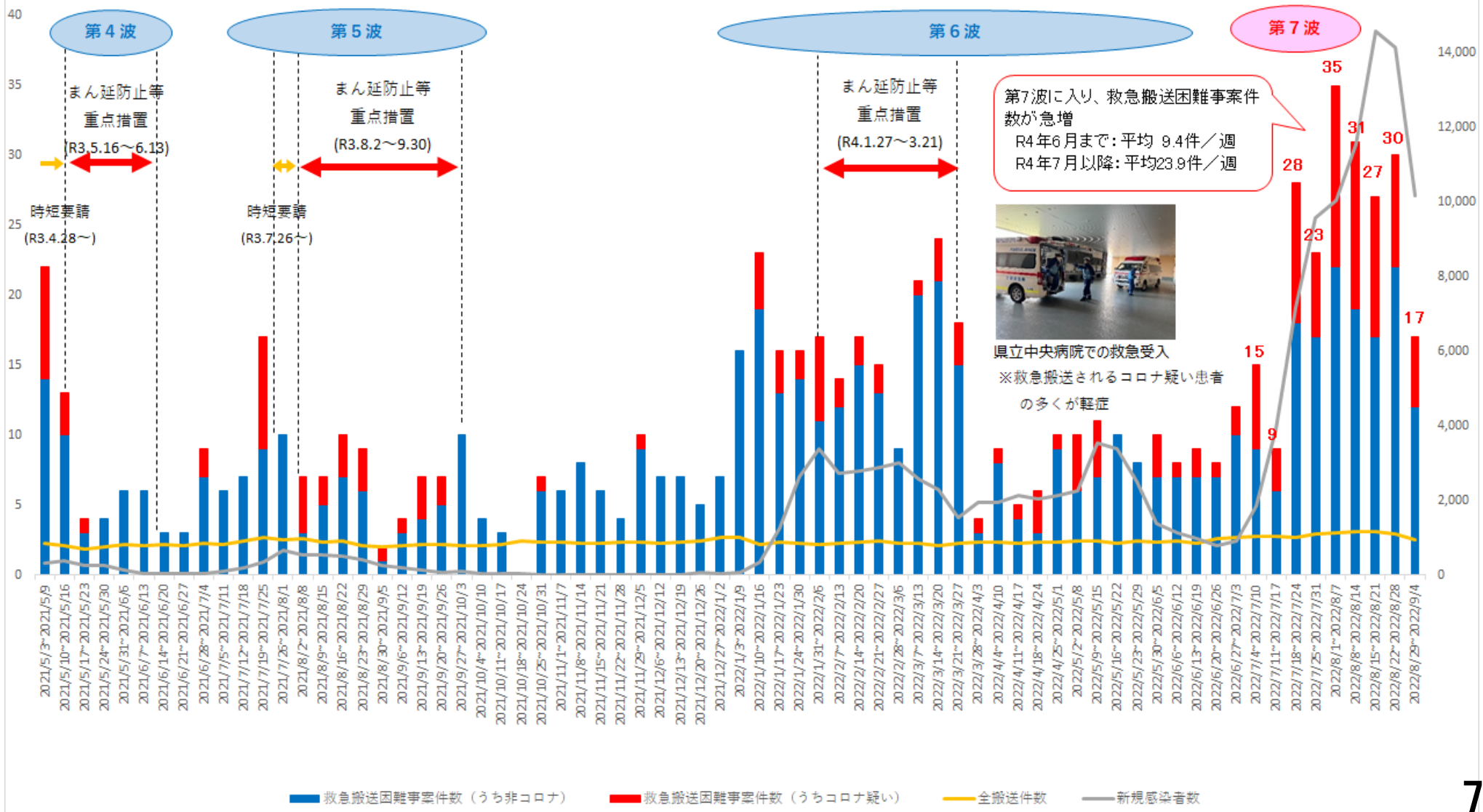
救急車の適切な利用をお願いします

石川県内における救急搬送困難事案件数の推移

救急搬送困難件数 (件)

救急搬送困難事案：「医療機関への受入れ照会回数4回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」の事案

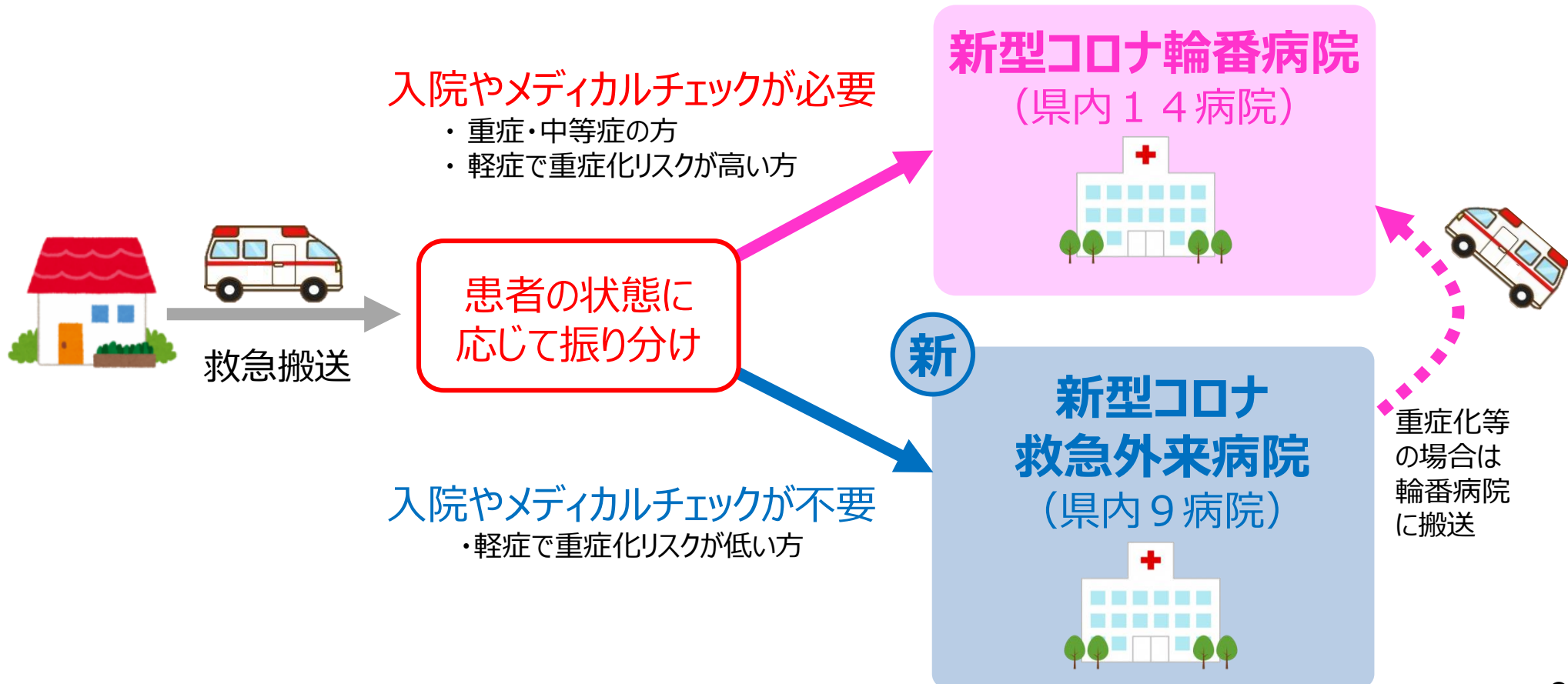
新規感染者数 (人)



救急病院の負担軽減について



休日・夜間 の輪番病院における 救急受入の負担軽減のため
新型コロナ（疑い含む）軽症者を受け入れる「**新型コロナ救急外来病院**」を設定
➔ 救急隊が患者をトリアージし、状態に応じて救急搬送するシステムを構築



救急車の適切な利用をお願いします



必要な方が救急医療を受けることができるよう
適切な受診を心がけるようご協力をお願いします

◎ 緊急を要する場合（こんな時はすぐに救急車をご利用ください！）

- 呼びかけても 肩をたたいても **反応がない**（意識がない）
- **けいれんが止まらない**
- **呼吸がない** もしくは **呼吸困難な状態**
- **激しい痛み**（頭痛 胸痛 腹痛など）
- **大量の出血** もしくは **出血が止まらない**
- **顔のゆがみ 上肢などの麻痺**（腕や足が動かない）
舌のもつれ

◎ 比較的症状が軽い場合

- まずは **かかりつけ医に連絡** をお願いします
- 休日・夜間で **かかりつけ医が対応できない場合は**
休日・夜間応急診療所や**在宅当番医** に連絡
- **夜間小児救急電話相談** では小児科医や
看護師が急病等への対処をアドバイスします

○ 救急受診アプリ「Q助」（消防庁）
症状に応じた緊急度と対応が表示されます
https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/filedList9_6/kyukyu_app/kyukyu_app_web/index.html



○ 医療機関を受診するか迷われる方は
「石川県発熱患者等受診相談センター」まで
0120-540-004（フリーダイヤル）
24時間対応（土日祝日含む）

○ 診療・検査医療機関はこちら
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/zyusin.html>



○ 休日当番医の連絡先等はこちら
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryuu/support/iryuukeikaku/kyuukyuu.html>



○ **お子さんの夜間の急病等の対処へのアドバイスはこちら**
#8000 又は
076-238-0099（午後6時～翌朝8時）



ワクチン接種の促進

- **オミクロン株対応ワクチン** 県内市町 **9月下旬以降 順次 接種開始**
いしかわ県民ワクチン接種センター **10月1日(土)から**

【接種可能な時期】

- 4回接種済み の高年齢者等 (4回目接種から5か月以上経過した方) ➔ **10月中旬以降**
- 3回接種済みで4回目未接種 の高年齢者等 ➔ **9月下旬以降**
- 2回以上接種済みで最終接種日から5か月以上経過した方 ➔ **10月中旬以降**
- 1・2回目未接種の方 ➔ **まずは従来型のワクチンを接種してください**

- **小児(5-11歳) 3回目接種** **9/6から開始** (2回目接種から5か月以上経過した方)

			9月	10月	11月	12月	1月	2月
一般 12歳以上	4回接種済	①高年齢者 ②基礎疾患 ③医療従事者	4回目接種から5か月	10月中旬～ オミクロン対応 (5回目)				
	3回接種済	①～③以外		9月下旬～ オミクロン対応 (4回目)				
	2回接種済			10月中旬～ オミクロン対応 (4回目、3回目)				
	1・2回目未接種		従来型	5か月後にオミクロン株対応ワクチンの接種が可能				
小児 5-11歳			9/6～ 小児接種 (3回目) *努力義務					

接種は強制ではありませんが **積極的な接種をお願いします**

石川県民飲食店応援食事券



◆販売・利用期限

9月30日(金) ⇒ 12月15日(木)に延長

※売り切れ次第、販売終了

◆発行冊数 75万冊

◆販売冊数 66万冊 (9/20現在)

◆販売場所

平日:郵便局、土日祝日:商業施設等

総額 90 億円の需要喚起の効果をしっかり発揮させ、
厳しい状況にある飲食店の回復に繋げる

<事業復活支援金等の問合せ> 締切: 9月30日(金)まで

石川県事業者支援ワンストップコールセンター:076(225)1920 ※9時~18時 (土日祝も開設)

皆様へのお願い

秋の行楽シーズン は、旅行やイベント参加などにより、
人との接触の機会が増加し、感染リスクが高まります

改めて **基本的な感染防止対策の徹底** をお願いします

○「三つの密」の回避 ○こまめな手洗い ○効率的な換気 など

特に

外出の際には

- ・体調が悪い場合や混雑した場所・感染リスクが高い場所への外出は控える
- ・県をまたぐ旅行などの際には、感染防止対策を徹底

飲食の際には

- ・なるべく少人数で黙食を基本
- ・会話の際にはマスク着用
- ・「いしかわ新型コロナ対策認証店舗」の利用
※事業者は「業種別ガイドライン」を遵守

職場では

- ・テレワーク、時差出勤の推進
- ・人が集まる場所での感染防止対策を徹底
(マスク着用の周知、効率的な換気、手指消毒設備の設置など)
- ・居場所の切り替わりに注意
(休憩室、更衣室、喫煙室など)

家庭では

- ・子どもの感染防止対策を徹底
- ・高齢者や基礎疾患のある方、その家族は、感染リスクの高い行動を控える
- ・エアコン使用時も効率的な換気